

消費税の軽減税率制度説明会のご案内

木更津税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

平成31年4月23日(火)	1回目	11:00~12:00
	2回目	13:30~14:30
平成31年5月23日(木)	1回目	11:00~12:00
	2回目	13:30~14:30
平成31年6月12日(水)	全1回	11:00~12:00
平成31年6月13日(木)	全1回	13:30~14:30

木更津市富士見1-2-1

中央公民館多目的ホール・アクア木更津B館3階

※ 木更津駅西口の1階に観光案内所のある建物です。

駐車場は、旧中央公民館駐車場（木更津市中央1-15-4）を利用できますが、ご来場の際にはなるべく公共交通機関等をご利用ください。

お問合せ先

木更津税務署 個人課税第1部門 担当：安藤 電話0438-23-6161

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

《軽減税率制度に関するお問合せ先》

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
 2. 電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先》

- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください。
URL <http://kzt-hojo.jp>
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。
専用ダイヤル 0570-081-222
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。
センターでは、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せのほか、軽減税率制度の概要に関する問合せを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)